

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階\項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係員	28.9	13.6	1.3	56.2
課長級	14.7	13.6	0.6	71.1

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階\項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施	定期昇給実施			定期昇給停止	定期昇給制度なし
			増額	減額	変化なし		
係員	81.9	81.9	28.9	5.5	47.5	—	18.1
課長級	62.4	61.6	20.3	3.2	38.1	0.8	37.6

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

措置内容	実施事業所割合
措置あり	18.6
採用の停止・抑制	5.4
部門の整理・部門間の配転	8.7
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	5.3
転籍出向	4.2
一時帰休・休業	—
残業の規制	2.6
希望退職者の募集	2.3
正社員の解雇	1.7
賃金カット	0.9

(注) 平成19年1月以降の実施状況であり、「措置あり」は複数回答の集計である。

別表第4 職員と民間事業従事者との給与比較

職種	民間事業従事者の給与(A)	職員の給与(B)	較差	
			(A) - (B) = (C)	(C) / (B) × 100
行政職給料表関係	430,568円	429,082円	1,486円	0.35%

管理職員の給料月額のカット措置がないものとした場合

行政職給料表関係	430,568円	430,006円	562円	0.13%
----------	----------	----------	------	-------

- (注) 1 管理職員の給料月額のカット措置の影響分は、924円(0.22%)と推計される。
 2 職員、民間事業従事者ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 3 職員には、税務職員等民間において相当する職種のないもの等は含まれていない。
 4 「職員の給与」は、給与のうち、(1)特殊勤務手当、(2)時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当並びに(3)通勤手当を除いたものを、「民間事業従事者の給与」は、きまって支給する給与から所定外労働時間に対して支払われた賃金(上記(2)に相当するもの)及び通勤手当を除いたものをいう。
 5 給与較差の算定は、職種別、学歴別及び年齢別のラスパイレス方式による。

$$\text{給与較差} = \frac{\sum P_i Q_0}{\sum P_0 Q_0}$$

P_i …… 民間事業従事者の平均給与月額

P₀ …… 職員の平均給与月額

Q₀ …… 職員数

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職 給料表	府内の民間事業所		
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	支店長・工場長、部長、部次長		
9級			
8級	課長	支店長・工場長、部長、部次長	
7級			
6級	課長代理	課長	支店長・工場長、部長、部次長
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を探っていない事業所において、課長代理以上に直属し、かつ、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

別表第5 民間における扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,845円
配偶者と子1人	19,800円
配偶者と子2人	25,894円

(注) 1 扶養（家族）手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 支給月額は、扶養（家族）手当が平成17年以降改定された事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については1人につき6,000円である。また、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

別表第6 民間における特別給の支給状況

項目	区分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	下半期 (A ₁)	上半期 (A ₂)		
平均所定内給与月額	388,830円	390,518	283,743円	286,449
	900,600	866,913	527,910	520,822
特別給の支給割合	2.32月分	2.22	1.86月分	1.82
	4.50月分			
年間の平均				

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は平均で4.45月分である。

(注) 1 「下半期」とは平成18年8月から平成19年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 「年間の平均」は、特別給の支給割合を職員の人員構成に合わせて求めたものである。